

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等内に居住する人に対して、市町村と連携して補助金を交付し、危険住宅からの移転を促進します。

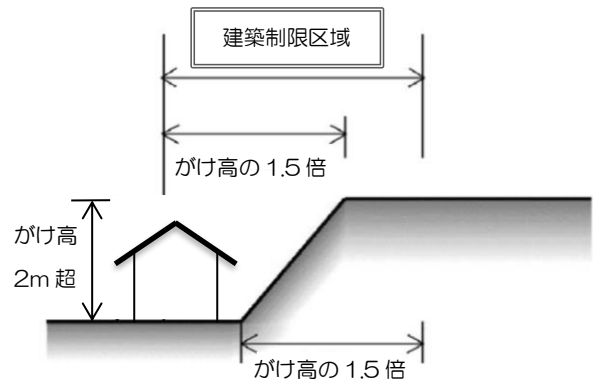
事業対象住宅（危険住宅）

次の(1)から(3)のいずれかの区域に存する既存不適格住宅^{※1}又は(1)から(5)のいずれかの区域に存する住宅のうち地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示を行ったもので、がけ地の崩壊等による危険が著しいもの。

- (1)「**災害危険区域**」 建築基準法に基づき県又は市町村が条例で指定
熊本県においては熊本県建築基準条例により急傾斜地崩壊危険区域としています。
- (2)「**がけ条例により建築を制限している区域**」^{※2}
建築基準法に基づき熊本県、熊本市、八代市、天草市が建築基準条例により建築を制限している区域
- (3)「**土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）**」
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定
- (4)「**土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）**」に指定される見込みのある区域
- (5)事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

※1 法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは性格を異にします。

※2 がけ条例による制限



事業主体

- ・市町村

補助金交付要件

- ・これまで住んでいた住宅を除却すること

補助対象経費・補助限度額

経費	経費の内容	補助限度額
除却等費	危険住宅の撤去、動産の移転、仮住居、跡地整備費等に要する経費	1戸当たり97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入 ^{※3} 及び改修をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利息 ^{※4} に相当する額の経費	【 通常の場合 】 1戸当たり421万円（建物325万円、土地96万円）
		【 特殊土壌地帯 ^{※5} の場合 】 1戸当たり731万8千円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円）

※5 特殊土壌（ヨナ、赤ホヤ、シラス、花崗岩風化土）でおおわれており災害を受けやすいとして国が指定している次の地域。

熊本市の一部（旧秋津村）、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、阿蘇市、山鹿市の一部（旧城北村）、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡

○事業の詳細は

熊本県 がけ地

検索

○土砂災害警戒区域等の確認は

熊本県 土砂災害情報マップ

検索

※移転計画の内容により、「土砂災害危険住宅移転促進事業」と併用できる場合があります。

詳しくは、市町村担当課又は下記にお問い合わせください。

（問合せ先）熊本県 建築課 安全推進班 096-333-2535、砂防課 防災管理班 096-333-2553